消費者庁・消費者委員会設立準備室の設置に関する訓令

平成21年6月3日 内閣府訓令第22号

最終改正 平成21年内閣府訓令第31号

(総則)

第1条 内閣府大臣官房に、消費者庁・消費者委員会設立準備室(以下「準備室」 という。)を置く。

(任務)

第2条 準備室は、消費者庁及び消費者委員会の設立の準備に関する事務を行う。

(組織)

- 第3条 準備室に、室長、審議官、参事官、企画官及び所要の室員を置く。
- 2 室長は、準備室の事務を掌理する。
- 3 審議官は、室長を助け、準備室の事務を整理する。
- 4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 5 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案を行う。

(消費者庁設立準備顧問)

- 第4条 準備室に、消費者庁設立準備顧問(以下「庁顧問」という。)を置くことができる。
- 2 庁顧問は、室の所掌のうち消費者庁の設立に関する重要事項について意見を 述べる。
- 3 庁顧問は、非常勤とする。
- 4 室長は、第2項に定めるもののほか、室の所掌のうち特定の事項について、 庁顧問に委嘱することができる。

(消費者庁設立準備参与)

- 第5条 準備室に、消費者庁設立準備参与(以下「庁参与」という。)を置くことができる。
- 2 庁参与は、室の所掌のうち消費者庁の設立に関し意見を述べる。
- 3 庁参与は、非常勤とする。

(消費者委員会設立準備参与)

- 第6条 準備室に、消費者委員会設立準備参与(以下「委員会参与」という。)を 置くことができる。
- 2 委員会参与は、室の所掌のうち消費者委員会の設立に関し意見を述べる。
- 3 委員会参与は、10人以内とする。
- 4 委員会参与は、非常勤とする。

(消費者委員会事務局準備顧問)

- 第7条 準備室に、消費者委員会事務局準備顧問(以下「委員会顧問」という。) を置くことができる。
- 2 委員会顧問は、室の所掌のうち消費者委員会事務局の準備に関し意見を述べる。
- 3 委員会顧問は、非常勤とする。

(政策調査員及び上席政策調査員)

- 第8条 準備室に、政策調査員を置くことができる。
- 2 政策調査員は、命を受けて、準備室の所掌に係る専門的事項の調査及び分析 に関する事務に従事する。
- 3 政策調査員のうち、高度な専門的事項の調査及び分析に関する事務に従事する特定の者を上席政策調査員として命ずることができる。
- 4 政策調査員は、非常勤とする。

(関係部局等の協力)

第9条 準備室は、室務を遂行するに当たって、大臣官房、国民生活局その他関係する部局等の協力を得るものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、準備室の内部組織に関し必要な事項は、 内閣府本府の内部部局等及び沖縄総合事務局の内部組織に関する訓令(平成13 年内閣府訓令第1号)第24条の規定にかかわらず、室長が、大臣官房長に協議 の上、定める。

附則

この訓令は、平成21年6月4日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日内閣府訓令第31号)

この訓令は、平成21年6月30日から施行する。